

契約についてのご注意

契約書をよくお読みの上で記名押印して下さい。

※ 契約期間と契約更新について

契約期間は原則として2年間となります。4年間居住する場合、2年後に2年間の更新契約となります。この場合、更新料は不要です。初回1年契約でその後、1年毎に更新される場合は事務手数料2万円が必要となります。

※ 契約満了月の退去完了の予備日について

契約満了日を3月25日とし退居完了の為の予備日として6日間の空白期間を確保させていただきます。やむをえない事情がある場合、この期間の居住は可能ですが、補修や清掃の為の立入をさせて頂くこととなりますので、ご了承願います。(更新される場合、この期間は通常の期間となります。)

※ 敷金について

退去時にお預かりした敷金からハウスクリーニング代を差し引かせて頂きます。残金に付きましては、退去時に過失による破損および汚れ、未払いの公共料金等が無い事が確認できましたら、退去後1ヶ月以内に指定口座に返金いたします。※過去において敷金のトラブル等は当館にはございませんので、ご安心下さい。

※ 契約の途中解除について

学生中心の物件の場合、4月以外の入居者がほぼ見込めない為、原則として契約期間中の途中解除はやむを得ない事情の場合を除きご遠慮いただきます様お願い致しております。この場合のやむを得ない事情とは「大学を退学」「家庭の経済的事情の悪化」などを指します。その他の事情に付きましてもご相談承りますので早めにお申し出ください。

※ 家電家具付きのお部屋について

お部屋に設置してあります家電家具は部屋の備品となります。通常の使用において故障等の修理費は賃貸人の負担となります。異常な音などに気が付いた場合、早めに管理人に申し出てください。異常を放置したまま故障した場合は修理費の負担が発生する場合がありますのでご注意ください。なお冷蔵庫の故障により中の食品類が腐敗した場合などの補償は致しかねますのでご了承下さい。

- ・ NHKの受信料は利用者負担となります。
- ・ 家電家具なしのお部屋の場合、エアコン・ガスコンロ・給湯器などが備品に該当します。
- ・ 電球や蛍光灯などの消耗品は原則賃借人様の負担となります。(入居3ヶ月以降)